る法律援助	ロ　訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	157,500円	①関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは315,000円とし、３人以上のときは472,500円とする。ただし、①を準用する。
子どもに対する法律援助	イ①　訴訟以外の手続援助（②を除く）	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。	105,000円	①同じ兄弟の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは210,000円とし、３人以上のときは315,000円とする。ただし、①を準用する。
	イ②　少年法第６条の２第１項調査に関する付添人活動	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。	63,000円	①同じ兄弟の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは126,000円とし、３人以上のときは189,000円とする。ただし、①を準用する。
	ロ　訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、同じ兄弟の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	157,500円	①関連事件に引き続き受任する場合、同じ兄弟の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは315,000円とし、３人以上のときは472,500円とする。ただし、①を準用する。

事業区分	援助内容	費用相当分（※）		弁護士報酬相当分	
		基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。実費相当分として、以下の条件で加算する。）	基準額（消費税込）	備考（すべて金額は消費税込。以下のとおり増減を行うことができる。）
精神障害者に対する法律援助及び心神喪失等医療観察法法律援助	イ　訴訟以外の手続援助	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。	105,000円	①関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは210,000円とし、３人以上のときは315,000円とする。ただし、①を準用する。
	ロ　訴訟援助	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、上限の額に100,000円を別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。	157,500円	①関連事件に引き続き受任する場合、同じ家族の事件のため複数人の案件が１件と扱われる場合その他特別の事情がある場合には、減額し、又は増額することができる。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは315,000円とし、３人以上のときは472,500円とする。ただし、①を準用する。